

「権利」と「義務」について、改めて考えてみましょう

権

利を広辞苑で調べてみました。「**権勢と利益。権能。一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、法律が一定の資格を有する者に付与する力。**或る事をする、またはしないことができる能力。自由。」とされており、反対語として「義務」が挙げられています。

義

義務は「**自己の分限に応じてしなければならないこと、また、してはならないこと。法律主体たる人に課せられる法的な拘束。**」とされており、反対語として「権利」が挙げられています。

国

民の三大義務は **納税すること、勤労すること、教育を受けさせること**です。一方、国民の権利は様々ですが、例えば **生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)、教育を受ける権利、参政(政治に参加する)の権利**などがあります。ここで反対語である「**権利**」と「**義務**」を置き換えてみるとどうなるでしょうか。これこそ必要な「権利」であり、「義務」ではないか！という発見がありませんか？

(義務 権利) **納税する権利、勤労する権利、教育を受けさせる権利**

(権利 義務) **健康で文化的な最低限度の生活を営む義務、教育を受ける義務、政治に参加する義務**

二

ート(NEET=Not in Employment, Education or Training;働く意欲も、教育を受ける意欲も、訓練を受ける意欲もない)と呼ばれる若者の増加が危惧されています。当然のことながら彼らにも**生存権、教育権、参政権**は保障されています。しかし、彼らは「**健康で文化的な最低限度の生活を営む義務**」を果たそうという意欲があるのでしょうか。「**教育を受ける義務**」「**政治に参加する義務**」を果たそうという意欲があるのでしょうか。大きな疑問です。

障

害や重い病気をもつ子どもの親御さんの中には、小学校に入学するとき「**養護学校**」か「**普通学級**」か「**特殊学級**」か、どの学校・学級に入れるべきか悩んだ方も多いと思います。必ずしも親御さんの希望通りにならなかったことも少なくはないでしょう。「**教育を受けさせる義務**」が課せられているのですから、その義務を果たすためにはたとえ希望通りでなくても、教育委員会が薦めるままに入学をさせなければならないということなのでしょう。しかし、「**教育を受けさせる権利**」が主張できれば話はあべこべです。親御さんの希望が最優先ということになるでしょう。教育委員会にはその権利を保障する義務が生じるからです。

あ

る中学生が書いた「**税の作文**」に次のような一節がありました。「**税金を納めないと言う事は国に保護を求めない事と同じ事だ**と思います。納税の義務は**納税の権利**ともいえるのではないのでしょうか。**税金を納める事でその国の一員と認められる**ような気がします。」「**勤労する権利**」が認識されることで、**障害者が働ける場づくりの社会的必要性**が広く国民・市民に理解されることとなります。「**権利**」と「**義務**」を読み変えてみると、言葉遊びだけではすまされないさまざまなヒントが隠されているような気がしてきませんか。